

丹波市権利擁護支援センターの設置形態別メリット・デメリット比較・検討表（案）

観点	直営方式		委託方式	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
A. 機能、役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市の意向を反映しやすい。</li> <li>② 市民ニーズ等に基づき政策形成がしやすい。</li> <li>③ 公正中立性を担保できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政職という立場上、個別ケースの対応が柔軟にできない場合がある。</li> <li>② 人事異動があるため、専門性及び継続性の確保が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 専門職の常駐化により専門性及び継続性が担保できる。</li> <li>② 受託先の特性（ノウハウ）を活用できるため、後見活動のサポートが効率的に実施できる。</li> <li>③ 個別ケースの対応が柔軟に行える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市の意向が反映しにくい。</li> <li>② 市民ニーズ等に基づき政策形成がしにくい。</li> <li>③ 公正中立性の担保が難しい。</li> <li>④ 委託先が限られる。</li> </ul>
B. 連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 処遇困難事例等、関係部署（介護保険課・障がい福祉課等）との情報連携及び調整が容易にできる。（同一庁舎内緊急対応可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経験不足から対応に時間を要する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 委託者と受託者の関係を適切に維持する必要があるため、センター運営を進めるために必要な合意形成に時間を要する。（指揮命令系統が別）</li> <li>② 業務が適正に履行されていることを確認する必要があるが、目に見える形で確認がしにくい。</li> </ul>
C. 市民視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公的機関という安心感がある。</li> <li>② 相談窓口の一本化が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市役所は敷居が高いと感じる人もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市役所よりも気軽に行きやすい。</li> <li>② 市職員よりも相談しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設置主体及び場所によっては、周知や認知に時間を要する。</li> </ul>
D. 人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現職員が兼務するため、新たな配置増を要しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務量に応じた柔軟な人事異動及び体制の変更が難しく、災害時等は緊急度を判断し他業務を優先しなければならない場合がある。</li> <li>② 継続した専門職の確保が不確定である。</li> <li>③ 他業務と兼務は避けられず、職員の負担は今以上に増加することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢・障がいの後見制度の窓口の一本化が可能となり、複雑多岐事案に対する負担が軽減する。</li> <li>② 市職員（専門職）は複雑化、多様化する課題に対応すべく福祉総合相談及び虐待対応等に専念することが可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 委託のスケールメリットを活かすため、専門職及び事務職員の配置減が前提条件となる。</li> <li>② 受託先によって、専門職の資質、能力が左右される恐れがある。</li> </ul>
E. 財政負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 委託等に要する財政負担は生じない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人件費、運営経費等を含み、新たに多額の財政負担が生じる。</li> </ul>
総合判断				

観点	広域委託方式	
	メリット	デメリット
丹波篠山市が委託する既存センターと仮定した場合	<p>単独委託のメリット以外に</p> <p>① 相応の負担で委託機関の特性を活用できる可能性がある。</p> <p>② 広域的に社会資源（後見人）の活用が可能となる。</p> <p>③ 対応事例に関するノウハウの蓄積が可能となり、センター機能の質向上が図られる。</p>	<p>単独委託のデメリット以外に</p> <p>① 委託する自治体間での調整が必要である。</p> <p>② センターの設置場所によっては、距離が遠方となり相談に行きにくい可能性がある。</p>
総合判断		

※法律職（弁護士）の直接雇用は困難なため、「直営」又は「委託」の別に関わらず、原則、機能別（スポット）委託という形式となる